

■議案第107号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では以前より、クラインガルテンをはじめとする移住・定住促進につながる様々な取り組みを行ってきたところであり、その中で移住希望者等の直接的なニーズに対応できる施設整備については、一つの大きな柱となるものと考えている。

今回の条例改正については、「四万十町移住・定住促進計画」及び「四万十町移住・定住（お試し滞在施設）整備方針」に基づき、お試し滞在施設の整備の対象施設として、広井小学校の休校に伴い平成19年度より使用されていない四万十町広瀬582番地6に所在する広瀬教員住宅（2）の活用を計画していることから、事前に教職員住宅からの除外を行い、施設改修等の実施ができるようにするため、条例の一部を改正しようとするもの。

■広瀬教員住宅（2）の概要

- ・所在地 四万十町広瀬582番地6
- ・構造 木造二階建て
- ・床面積 50㎡
- ・建築年度 昭和52年

【改正の内容】

四万十町教職員住宅条例の適用施設から「広瀬教員住宅（2）」を除く。